



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	高民法学の紹介及び質疑討論
Author(s)	吉田, 邦彦
Description	シンポジウム
Citation	北大法学論集, 58(5), 232-256
Issue Date	2008-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32307
Type	departmental bulletin paper
File Information	58(5)_232-256.pdf



高民法学の紹介及び質疑討論

吉田 邦彦ほか

(一) 高先生の略歴

吉田 邦彦(司会) 高翔龍先生、今日は本当に、北大にようこそおいでいただきました(挨拶韓国語)。高先生の経歴を紹介させていただきます。

先生は一九三九年四月に、チエジュド 済州島でお生まれになりました。一九六四年、成均館大学を卒業後、その大学院修士課程を終えられました、東京大学に留学されました。東京大学で一九七一年修士修了、七七年に博士課程修了ということで、韓国の民法の先生の中で、東大の博士号を取られた最初の先生です。その後も、そうした方は、ほとんどいないということで、日韓民

法学の架け橋のバイオニア的な存在であるということはよく知られていると思います。

海外研究を終えられて、一九七七年にソウル市立大学にお勤めになられましたから、一九七八年には、母校成均館大学に戻られ、一九九〇年から二年間は、法科大学長、一九九二年から一九九五年までは、成均館大学の本部教務処長、そして二〇〇四年に同大学を定年退職なさって、現在その名誉教授です。また、二〇〇三年には、六四歳で、わが国の学士院会員にあたる韓国芸術院会員とのことです。それから、東大を始めとして、いろいろな日本の法学部で非常勤講師を勤められておられましたけれども、現在は大東文化大学の法科大学院で、専任教員とい

いますか、看板教師として現役で活躍中のところであります。

(二) 高民法学の紹介——とくに、「借家権の承継」論文について

吉田(司会) 高先生については、二〇〇五年に信山社から『二一世紀の日韓民事法学』という大著が出されておりますけれども、その巻末に先生の研究業績というものが納められておりまして、これは本当に、読み上げておりますと先生の報告時間がなくなってしまうくらいたくさん、民法全体にわたるご研究がございます。それから、日本語の文献といたしまして、我々にとつての韓国法の導きの書として、『現代韓国法入門』（一九九八年）というものを信山社から出しておられます（さらに、『アタセスガイド外国法』（東大出版会、二〇〇四年）三三一頁以下〔高執筆〕も、注目すべき研究導入の文献です。また、本シンポ後に、『韓国法』（信山社、二〇〇七年）に接しています）。ここでは、この度先生を北大にお招きするに当たり、改めて読ませていただいた博士論文について、一言紹介させて頂きます。東大でのドクター論文は、皆さんも良くご存知だと思いますけれども、法学協会雑誌九六巻三号四号、七号、一〇一巻八号

（一九七九、一九八四）と、四回連載で「借家権の承継（一）（四・完）」というタイトルで書いておられます。高先生は、来栖先生の指導、その後、星野先生の指導を受けられて、先ほど申しましたように博士課程を修了されました。「借家権の承継」と言えば、昔から論じられている古典的テーマで、しかし、借地借家法もまだきちんと対処できていない、①相続法理と②団体法理、それに、③借家権という居住権をどう見るかという問題の結節点ともいえる難問だと思っています。この法協論文で、強く印象付けられることを申しますと、第一に、日本法研究者として取組まれ、しかもドイツ法、イギリス法を渉猟して、日本法のレベルを引上げる、本格的な力作論文を書かれています、言うことです（今日、外国人の研究者の論文スタイルとして、通常予想する日韓民法の比較法ではないところに、教授の意気込み、志の高さを感じますね。文章もネイティブと変わらない素晴らしいものです）。第二に、教授の基本的スタンスとしては、星野教授の家庭共同体説（星野英一・借地・借家法（法律学全集（有斐閣、一九六九）五九三―五九六頁）をベースとしながら、比較法的研究によりその厚みを増し、さらに、単に団体法の問題②に解消するのではなく、居住権の特性③に眼を据えて、その社会権的性格から、個人主義的な相続法理に

制限を付する理論的根拠を究明されたところ（とくに、法協一〇一卷八号一二七五頁以下）が、オリジナルと言うことになると思います（「市民法」「社会法」という区分は、今日では余り使われず、私自身も、③について、「居住福祉」とか「人格的所有」ないし「商品化制限」というところから、その特性を引き出そうとしますが、問題意識は、共通するところが多く、そういう意味で、高先生のこのお仕事は、居住福祉法学の一環で捉えることができると思っています）。そして、日本の借家立法では、未完のプロジェクトですが、高教授は、この学問的成果を見事に自国韓国での立法に結実されました（大韓民国住宅賃借保護法（一九八一年法律三三七九号及び一九八三年改正）法律三六八二号）九条がそれです）。

第三は、民法解釈方法論として、当時支配的な方法論である日本のリアリズム法学ないし星野教授の利益考量論の影響を強く受けていることが指摘でき、それは例えば、借家権の承継の問題を具体的な問題（例えば、（a）延滞賃料の負担の仕方、（b）敷金返還請求権、（c）権利金返還請求権、（d）費用償還請求権、造作買取請求権、修繕請求権）に即して、実質的に徹底的に考えるというところに出ていますし、また、敷金の帰属を考える際に、誰が出捐したかを決め手とするという実質的な解釈論（同

号一二一九頁）もその表れだと思います（民法四七八条に関連して、問題とされる預金者は誰かという問題について出捐を問題にするという発想（これは、平井教授が判民報告で初めて説かれたと聞いています。さしあたり、加藤一郎＝平井宜雄編・民法の判例（第三版）（有斐閣、一九七九）の平井解説参照）と類似していますね）。また、延滞賃料は、居住利益の反対給付なので、同居者（承継人）が責任を負うとするのが実質的に妥当だが、借家人死亡前の延滞賃料債務は、相続人が承継するが、借家権承継者も連帯債務を負うとし、解除には、兩人への催告が必要だとし、それにより同居人が知らない内に相続人の賃料不払いで解除してしまうという不都合を回避しようとする解釈論（同号一二五三頁）は中々緻密かつ妥当で、教えられました。

思うに、星野方法論は、私も含めて、「空気」ないし「体質」のように沁み込んでおり、それを踏まえて、どう格闘するかが、後進の課題ですが、高先生は、見事に実践されているように思いました（居住権の理論的説明を付されるところは、利益考量論を超える側面があると私は見えています）。余談ながら、星野先生の「日本民法学の形成と課題」という論文講読の演習は、高先生が来日された時から始まりました。このゼミは、毎回当

てられた各報告者は、準備に一〇〇時間当てなければならぬと伝え聞くハードなゼミで、ともかく重要なテーマの論文を網羅的に徹底的に読まされるものです。おそらく今日のマニユアル志向の強い学生からは、拒否されてしまうものかもしれない。しかし、この星野ゼミに何年も出ていると、大体「重要な」

テーマについての重要論文を全て読破できて、研究者としての基礎訓練を与えられたように思いますし、何よりも論文を読む楽しさを教えてもらいました（「重要な」ということの意味は、

比較法的に大きな論文の対象となるテーマということで、たくさん条文のある民法について、根幹をなすテーマとそうでないテーマとを振り分けて、そのような意味で「立体的に」民法を見せてくださったのもこのゼミの大きな効用だったと思います。例えば、先生も評釈などで書いておられる民法九四条二項類推適用、九六条三項、あるいは、「相殺と差押」などのテーマは、「一見華々しく論じられているけれども実に矮小なテーマだ」といわれたことなども強く記憶しています）。

段々横道に逸れて、星野ゼミの紹介のようになって来ましたけれど、私は、この星野先生の論文ゼミに四回出させていただけで、多いほうだと思っていました。高先生は七回だということ（星野英一・前掲『二二世紀の日韓民事法学』「序文」

vii頁）、これには本当に脱帽で、改めて先生の勉強振りに敬意を表している次第なのです。このように、星野先生の薫陶を受けて、韓国の代表的な民法研究者である（ソウル大学の郭潤直教授などと並ぶ両雄とのことです）ことは、私のほうから申し上げるまでもないことでしょう。

（三）高民法学形成の背景など

留学されて東京の滞在が長期に及びまして、その頃は、今と違ひまして、韓国も独裁政権の頃でした。また先生は済州島のご出身で、小さい頃に「四・三の悲劇」があり、その騒動が隣村まで来ていたということで、少し違っていたら、高先生もどうなっていたかわからないということだったようです。それから、全斗煥大統領の時には、韓国の全南（全羅南道）の光州（クワジウ）の悲劇もごさいますし、それから、先生のドクター論文の最後のほうで、以下のように書かれてあります。「昭和四三年に東大に外国人研究生として留学した際に、たまたま東大紛争に遭遇し、研究室を利用できなくなった。私に対して、人間としての勇氣と学問への道を教示され、その後、修士課程・博士課程までご指導くださった」と来栖先生・星野先生への謝辞が書か

れているのです（同号二二九〇―一九一頁）。東大の法研で、同時期に勉強された（私の隣におられる）瀬川信久教授は、もつと高先生の当時のことをご存知だと思いますが、ことのほか、独裁政権期の韓国からの日本留学は、大変だったと推察しますし、帰省などもままならなかったことでしょう。

なお先生から、北大での講演として私がお聞きしたのは、ほぼ一〇年前（一九九六年）、「韓国における法意識」のお話（法学会報告）で、先生が、単に解釈論オンリーではなく、法社会学なども広く研究の視野に入れておられることをそのとき強く感じましたし、前掲『現代韓国法入門』では、憲法にも分析は及んでいます。先生の幅の広さは、今井先生を代表とする科研のグループとして北大でその後報告してくださって、北大法学論集に投稿しておられるもの（「光復（解放）から半世紀が過ぎた韓日関係の視角」北法四七巻五号（一九九七）、「韓国法の歴史」同四八巻四号（一九九七）、「宗中財産と名義信託」同四九巻三号（一九九八）、「韓日両国における権利能力なき社團」同五一巻六号（二〇〇一））を見ても分かります。

また、先生がとても情に厚い方であることは、衆目の一致するところで、あるとき先生が、「韓国では、一度親しくなると、家族のように親しくなるのです」といわれたことを印象的に覚

えています。私は、近時は、しばしば韓国を訪ねるのですが、ソウルに参った時には、奥様ともどもとても丁寧な私のような若輩にも接して下さいます。他方で、何年か前に、戦後補償ないし強制連行について、論文を書きました（吉田邦彦・多文化時代と所有・居住福祉・補償問題（有斐閣、二〇〇六）第八章（初出二〇〇一―二〇〇二））ときにも、「吉田さんが初めて論じてくださったですね。皆韓国では、そのように思っているのです。」といち早く反応し、励ましてくださったのも、先生でした。いつも、気を遣われて、遠慮がちに接しておられる先生にも、「きちんと筋道を通す」という韓国人の側面をお持ちであることをそのとき垣間見る思いでした。

今日は、非常にお忙しいところを無理にお願いしまして、自由に先生の設定されたテーマでお話ししていただくということとで、私のほうからは、例えば、「韓国民法の四〇―五〇年」というような感じで、先生の民法研究のことをお聞きできればと思っています。そして、今お忙しい中を、完全原稿を持ってきてくださいまして、報告してくださるということで、非常にその真摯な姿勢に感銘を受け、頭が下がる思いであります。

それでは、インフォーマルな会合でございますので、自由に進めて行きたいと思います。私が長々と紹介するよりも、先生

のご業績は『二世紀の日韓民法学』をお回しいたしますので、皆さんご覧ください。それでは、先生よろしく願います。

高 翔龍 ただ今紹介を受けました高と申します。このたび、吉田先生・瀬川先生・鈴木先生・それから、大先生でいらっしゃる五十嵐先生の前で、こういう貴重な場でお話することができると光栄に存じます。

先ほど吉田先生からのご紹介もありましたが、一九九六年に北大のほうに参りまして、法意識という観点から、韓国法を紹介したことがございます。それをきっかけにして、今井先生、今日ご参加の鈴木先生と一緒に、日韓法文化研究会で三年間付き合わせていただいたことがございますし、二〇〇四年一〇月から大東文化大学法科大学院（日本法との）比較法を担当しておりまして、自分なりに日本の法文化を理解しているつもりであったのですが、日頃、韓国と日本の異なる法文化に気付くことが数え切れないほどございます。

（中略）

（四）入会団体と男女差別・日韓比較

吉田 高先生、ちょっと、お話の途中ですけれども、今の点〔入会集団と男女差別〕で聞きたいのですけれども、私は原告の一人仲間美智子さんという方と会っているのです。日本の最高裁（最判平成一八・三・一七民集六〇巻三号七七三頁）は、柚山訴訟において、男女平等論で男子孫要件は九〇条で無効としましたが、世帯主要件は問題になかったわけですね。

世帯主は事実上男性ですから、それがあって訴えている人は、仲間さんも含めてほとんど負けてしまったのですね。一見、最高裁判決は、憲法一四条なり二四条なりで男女平等の理念を実現したように見えるのですけれども、実質的に救っていないという問題があります。それで、僕は、民商法雑誌の評釈（一三五巻四〇五合併号（二〇〇七））でその批判を書いたのですが、けれども、最高裁は、そういう問題があることすら議論していないのですね。その点韓国大法院（二〇〇五年七月二日判決）では、ソウルの近郊の似たような事例で、世帯主要件のようなものがあって、それを違憲としたのでしたら、韓国の方が日本より先に行ったと思うのですが、その点、如何でしょうか。

高 その点については、私は評釈を読んだだけです、また後でお教えください。

（中略）

吉田 日韓の法文化の違いが本当に盛りだくさんに含まれた貴重なお話をどうもありがとうございます。山畠正男先生も来られましたので、是非、いろいろな方面からの議論をお願いします。

様々なホットなテーマが含まれておりますけれども、順序を問わずどの方面からのご自由にご議論して下さいと思います。それから、韓国民法の成文を私はここにもっておりますけれども、例えば、改正された八〇九条はハングル文字で書かれています、それ以外の大体のものは、漢字でも書かれていますので、読み易いと思います。参照してください。それではどなたからでもお願いします。

(五) 不動産登記の状況

五十嵐 清 私のこれまでの考えを訂正する必要があるかどうかについて、質問したいと思います。不動産物権変動のところで、韓国民法は形式主義を採用したとされています。従来の私の考えでは、韓国では登記が余り普及していないし、これからもしないだろうという前提に立つと、そういうところで形式主義を採用すれば、面倒な問題が起こるだろうと思っていまし

た。不動産の売買契約が結ばれ、代金の支払いも済み、目的物の占有も買主に移転したけれども、登記が移転されていない場合には、形式主義では所有権が移転しないので困るのではないかと思っていたのです。ただ、先年、韓国の民法学者が日本語で書いた論文を見たところ、韓国では、登記が移転しなくても所有権の移転が認められるという判決がでた、というような紹介がありました。それは、そうだろうと思っていたのですけれども、今日の高さんのお話だと、韓国では、登記が普及していて、もはやそのような問題が生じず、問題は登記に公信力を認めるべきか否かということにしかないということのようですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

高 現行韓国民法では、法律行為による不動産所有権の移転は、必ず移転登記をしなければその効力は生じません（一八六条）。従いまして、登記しない限り、売買による不動産所有権を取得することができません。売買による不動産所有権の移転登記なしに所有権が認められている場合があるとすれば、旧民法時代に取り引された不動産の所有権、時効取得による不動産の所有権取得（二四五条一項）（特に国が相手の場合、国の財産になっているものにつき、昔から自分のものであったとして時効取得が認めることがあるわけです）、種々の特別措置法に基

づく所有権取得などの場合がありますが、結局、所有権移転登記をしない限り、保護されません。

「韓国では、登記が普及していて、もはやそのような問題が生じません。」と申ししたのは、言い過ぎかも知れません。

先ほど申しましたように、私が所有している故郷にある土地について未だに自分の名義にしている有様ですが、地方に行けば、所有権移転登記をしていない事例がかなりあるといわれています。その理由につき二点ほど申しますと、ひとつは、二〇年、三〇年前に不動産を買った買受人が所有権移転登記をしようとする場合に、売渡人の協力を得なければならない（共同申請主義）。しかし、売渡人が亡くなっているような場合には、その（共同）相続人の協力を必要としますが、所在が把握できない場合が多く、結局、所有権移転登記をできないまま今日に至る事例が多いということです。もうひとつは、法律制度が意思主義から形式主義へ転換したにも拘らず、地方（主に農村）の人々の登記の必要性に関する意識が薄いということもあります。

今日においては、主に都会を中心に、大部分の買受人は自分の名義で登記をしており、印鑑証明書などの偽造による所有権移転登記を巡る訴訟は、あまり生じていない。このことは、登

記の公信力を認めるか否かの問題と関連するものと思われる。登記の公信力に関する立法論が議論されている理由のひとつでもあります。

五十嵐 いま手元に資料がないので、後日お答えします（追記・前述の論文は、金疇洙「韓国民法の現状と課題」韓先生還暦記念『現代民法の課題と展望』韓国、一九九四年、一三五五頁以下にあります）。

瀬川 信久 今、「国との関係での所有権」とおっしゃいましたが、形式主義というのは、AがBに所有権を移転するときに、AからBへ登記を移さないと移転できないということだと思います。ここでは二つの問題があります。一つは、所有権を移転したときに登記をする意思や慣習が無いと形式主義は機能しないという点ですが、もう一つは、Aさんが登記を既に持っているという点で、Aは実は前の人から貰ったもので登記は前の人にあるので、Bに移転するためにAの登記をしなければならぬ、そのためにAの所有権をどう証明するかという問題です。

そこでちょっとお聞きしたいのですが、国との関係では所有権を証明すれば登記が備えられるというのは、どのような趣旨でしょうか。つまり、登記がなければ所有権が移転しないとい

う形式主義はAからBへの移転の問題ですが、いまお話しなのはAまでの登記の問題で、形式主義の前提問題であるように思えるのですけれども。

高 国との関係が非常に多いのは、植民地時代の初期に実施された土地調査令（一九一二年）によります。同法令によりますと、土地所有者は所有地等を一定期間内に土地調査局に申告し（四条）、査定を受けなければならず（二五条）、もし、土地所有者がその申告をしなかった場合には、結局、土地は朝鮮総督府に帰属し、日本国有財産になる。終戦後、その土地は韓国の国有財産になってしまいました。このような場合、その当時に所有地を申告しなかった土地所有者の子孫（相続人）は、国を相手にして祖先所有の土地であることを立証（例えば、売買契約書）し、所有権移転登記請求を訴えることができる。もし立証できない場合には、時効取得（韓国民法二四五条一項）による所有権移転登記請求を訴えることができる（韓国国有財産法三条二項但書）となっているのです。

先ほど、瀬川さんが説明した、現在Aという人が実際に所有しているにも拘わらず、自分の名義になっていない、その前の人に登記がある場合は、非常に難しいです。先ほど申しましたように不動産登記法は共同申請主義を採っていますので、前の

人を探せない、探しても人（共同相続人）が多くて印鑑証明書などをもらえない場合に、特別措置法によって簡単な手続によって自分名義にできることになりました。

瀬川 問題がよくわかりました。関連して、税金はどうなっているのか教えてください。日本の場合、今は登記簿に基づいて固定資産税を課しています。昔は、税金は土地台帳に基づき、所有権移転の登記とは切り離されていたのですけれども、明治初年に地券を発行したときには、課税制度と登記制度を繋げていたと思います。外国でも歴史的には両者をつなげていた場合が少なくありません。先ほどの話だと、何十年も固定資産税（土地保有税）を払わない人がたくさん居るということなのでしょうか。

高 詳しくは調べていないのですけれども、土地の場合は土地登記簿というものがありますが、市や区役所には実際誰が土地の所有者であるのかというものがあり、そちらが税金用の帳簿（土地台帳）になります。そこでは自分のものになっているけれども、土地登記簿が自分の名義になっていないということがかなりあるようです。登記簿は土地管理ではないので、現在持っている人におそらく税金はかかっているでしょう。詳しくは区役所に聞かなければわかりません。

(六) 戸籍廃止の背景

鈴木 賢 家族法のほうで質問があります。戸主制度が、

違憲であるという判決がでて廃止になりました。その背景として、戸主制度は、そもそも韓国固有の制度ではなく、日帝の天皇制的家族国家主義理念を、植民地同化政策として、韓国に強制移植させ、体系化をはかったものであるという解釈が為され、従って、こういう理解が背景にあつて廃止されるという風にお書きになっています。それと、注三〇で、家を単位とする戸籍法が廃止となり、個人を単位とする登録制度に変わるといふようにお書きになっています。これについて、この間、青木先生にも、世帯単位の戸籍制度も日帝からきたものであるから韓国固有の制度ではないという理由で、個人単位の編成に変わることでできたのだという説明を聞きました。

この両者に共通する説明は、高先生だから伺えるということもあるのですが、いささかレトリックではないかという気がするのです。すなわち、廃止を主張する人たちが、それを実現させるために、そういうレトリックを使っているのではないかという気がするのですけれども、高先生は如何思いますでしょうか。

高 ある面、そういう気持ちがあります。と申しますのは、

先ほど申し上げたように、もともと戸主制、戸籍法は漢文化から入ったものです。しかし、偶然ではあります、もともと戸主という家父長的な風土があつたわけですから、韓国的一般国民の抵抗はまったく無かつたわけです。戸主制度は、言葉の上では日本のものですが、実際はそうではないということで、儒教を中心として、政治家は徹底的に守っていくということなんです。ということから、この「日帝…」はおそらく女性団体からの理由付けというように思います。しかし、戸主制度は日韓併合の時代の産物であるといわれたら、それは大変なことであるが、戸主制度は韓国伝統のものとして意識し、守ってきたために今まで来たものです。これをもつて一般人の反日の感情が出てくるわけではありません。まったく韓国のものであり、韓国の法と言って良いと思います。

鈴木 戸籍制度は、日本でもずいぶん議論があつて、廃止までは行きませんが、個人別に編成すべきだという議論があつて、やはり戸籍筆頭者を決めなければなりませんから、そこにジェンダーの権力関係が反映されて、要するに夫が戸主になるということが女性の従属性を生み出しているという議論があります。韓国の場合、これが実現できたのは、他方で、身分証明制

度があつて、個人に番号がついていますよね。これがあるので、国家が家族単位で把握する必要がないからだという議論があるのですが、日本にはそれがないのですよね。住基ネットが入れられましたけれども、あの番号でアイデンティファイする人はほとんど居ませんから。まったく空中に浮いています。

日本が個人単位にするということは、韓国とは少し状況が違うのかなという気がするのですけれども、身分証明があるというのと戸籍の廃止は関係があるのでしょうか。

高 それは、全く関係がないと思います。といいますのは、日本でも最近では年金の問題などで、背番号みたいなものを考えても良いのではないかという議論もあるようです。背番号は、個人の番号を意味していますが、韓国の場合は、住民登録法によつて個人が全員違う固有番号を持っています。この趣旨は、本来国民がどこに住んでいるかということを把握するためにあるわけです。

私も、自分の電話番号を忘れても自分の住民登録の番号は覚えております。しかし、政府は私の住民登録番号で、私についてのあらゆる情報を得ることができます。それで、家族単位として把握する目的と個人のすべての情報を得る住民登録とはその目的が異なります。戸籍制の廃止は、戸主制の廃止に伴うも

のですが、その廃止の主な理由は現行戸籍制度が男女平等の原則に反する制度であるということです。

鈴木 身分証明をする時に、日本では戸籍謄本を持っていたりするわけですが、韓国では、番号があるので、それが足りないわけです。戸籍が果たしている役割が、やはり日本とは違うような気がするんです。従つて、日本だと、戸籍を動かすというのは大変な問題になるのですけれども、韓国では番号があるので、戸籍をなくしてもあまり困ることはないのではないかという気がするのです。

高 しかし、おそらく戸籍も番号制になっていますから、自分の個人番号を渡さなければ、戸籍謄本を取することは、実際は難しいと思います。その人の家族がどうなっているかは戸籍謄本が必要になります。また、両親が誰なのか、本貫がどこにあるかなど、家族関係は戸籍に載っています。ということで、戸籍制度は必要であると思いますが、廃止されてしまいました。しかし、新しい家族関係登録法も、本貫・結婚関係などを書く欄があります。

鈴木 戸籍も重要な身分関係を表すということですね。

(七) 日韓の法文化的異同——登記、血縁主義、
筋論（個人主義、男女平等、法的責任論）

吉田 それでは、幾つか私のほうから感想とか質問をさせていただきます。今日の先生のお話における問題意識というのは、日韓の文化的な相違を深いところから明らかにされたいということですね。

そして、例えば、①名義信託のところ、第三者の善意悪意を問わず、第三者が保護されるとありますけれども、登記の捉え方が影響しているのかなと思いました。日本の場合は、物権変動と登記については意思主義＋對抗要件主義ですから、どうしても、第三者が、実体について認識していたら事情は違うのではという発想に繋がりますかと思いますが、それが形式主義の場合は——実態として必ずしも正しい登記を反映しないのは日韓共通だと思いますが——建前が登記主義であれば、悪意の第三者でも保護するという、やや正義に反する結論に繋がりますかと思う。このような結果の違いは、登記の捉え方が違うところが効いているのかなと思いますが、この点はいかがでしょうか。

また、②家族法の領域で、日本も、大なり小なり、欧米と比

べて血縁主義が強いと思います。韓国は儒教思想もあるのでしようけれども、姓へのこだわりが、先生のDNAの印としての姓という捉え方にも示されているように、家族関係における血縁の持つ意味が日本以上に絶大だということを痛感しました。その分、反面では、欧米におけるような、人為的な親子関係の思想が弱いのではないだろうかと思えます。他方で、子供の虐待とリンクさせて、里親制度や養子縁組の問題とか、児童養護施設という議論があるわけです。また、最近では特別養子縁組制度ができたようでもありますけれども、わが国でも一九八七年にできましたがその実例は非常に少ない。山島先生を前にしてこのような説明をするのは、憚れますけれども……。韓国は日本以上に少ないのかなと推測するのでありますが、それについて教えていただきたいというのが第二点です。

③それと、韓国での議論では、筋論とか名分（ミョンブン）とかいいますが、また、筋を通す（タジダ）ということも言われます。それが日本では本音と建前を使い分けられますけれども、韓国では筋を通すのが強いのかなと思います。男女平等論でも、それに立つ人はとことんやっています。二〇〇五年の最高裁（大法院）判決に繋がりが、あるいは個人主義を徹底して、個人が一つの籍になってしまうという、これもやはり日本よりは、

先を行っていて、個人番号云々というコンテキストも違いますし、これに対して、わが国では、婚姻家族観といえますか、核家族を単位する戸籍のイメージから、ただちに、個人単位まではなかなか行きにくいのではないかと思います。今は、制度改革の嵐の時代ですから、どうなるかわかりませんが、そのあたりは少し違うように思いました。

今日の話では触れられませんでしたけれども、私は来週、韓国に行き慰安婦の方とお会いしてきます。従軍慰安婦問題で問われた、道義的責任ではなくて法的責任、それと相俟つ形で謝罪がなければ受け入れないという、それも「筋を通してほしい」という、韓国の人独特の妥協を許さないという姿勢が出ていると思います。最近、大沼先生が、アジア女性基金を発足させた趣旨などを書かれておりますが（大沼保昭・「慰安婦」問題とは何だったのか（中公新書）（中央公論社、二〇〇七））、なかなか、そのところで、折り合いが難しいのかなと思います。また今、手元に読んでおります本で、朴さんは韓国人の立場を本質主義（エッセンシャルイズム）だとして批判的に分析されています（朴裕河・和解のために（平凡社、二〇〇六）八一頁）。その辺のコメントもよろしく願います。

以上三点です。

高 朴さんは、いわゆる、非常に韓国を批判する人です。あの人は少し変わっているもので、あれをまともに受け取ったら大変なことになると思います。

①については、まず、不動産登記の捉え方なのですから、私は、名義信託の場合も、取引の安全と言うところから、見ていくべきではないかなと思います。そういうことで、形式的に自分名義になっているから処分権があるということは、果たしてその根拠はどこにあるのか。信託法とも違うし、内部的・外部的所有権という古い理論になって、権利というものは性質上分けることができるものだと思うわけです。そうすると、この外部的所有権ということは、物権法定主義にも反するところであるわけで、結局、登記を信頼したのか否かということから見るべきなのではないかと思えます。日韓民法の議論にあるように、表見代理でこの問題を見るべきだと思います。あるいは日本民法九四条二項の問題も出てきます。取引の安全のために登記を信頼した場合にどのように保護するかにつき、解釈論上その根拠を示さなければならないと思います。そういう前例の歴史に立って登記を見るべきであると私は話をしているわけです。これは、判例と全く違う立場なのです。判例はこういう見方をいたしません。

吉田 先生の発想は、我々にとって馴染むものです。むしろ、韓国の判例の立場が異様に移るのです。それがどこから来るのかということです。

高 どこから来るのかわかりません。植民時代に朝鮮高等裁判所もこのようなケースは無かったです。事例があってもこのような判決は無かったです。

吉田 処分権利と登記とが関連しているわけでもないのですか？

高 ありません。最初の判決の趣旨は、信託法の法理に従って、と書いてあります。そして、信託法理が何かは書いていません。これを探してみれば、いわゆる譲渡担保の法理なのです。韓国では、売渡譲渡担保には、(第三者が保護されるためには、第三者の)善意が必要であると、朝鮮高等裁判所で出ているわけです。それとも違います。

吉田 無知をさらけ出すようですけれども、譲渡担保についての日本における米倉先生の議論のように、実質に即して担保的に構成するという議論は弱いのでしょうか。

高 現在では、譲渡担保は、担保権と言いますが、抵当権と同じように構成する法律構成が、通説となっております。

吉田 それは形式とずれていても、実質に即した構成をする

ということですか。そういう柔軟性があるのに、他方では、硬いのですね。

高 それから、二番目(上記②)との関連で、家族の養子縁組の話ですが、特別養子縁組制度は二〇〇五年の改正民法で採用されましたが、「同姓同本」の養子を絶対的な原則とした儒教的父系血統を重んじている韓国で、どのような意味があるのかは疑問であります。同姓同本でない他人の子を縁組する場合には、最初から婚姻中に生まれた子として出生届をする場合がかなりあるといわれています。この場合、判例は「当事者の間に養子関係を創設しようとする明白な意思があり、さらに、その他に縁組の成立要件が全て具備されている場合において、養子縁組届出のかわりに嫡出子の出生届出があった場合には、形式的には多少の誤りがあっても、縁組の効力があるものと解するのが妥当である」(大法院一九七七・七・二六、七七ダ四九二全員合議体判決、大判集二五卷二輯民二二一頁)とし、いわゆる「無効行為の転換」(民法一三八条)理論を持ち出したわけです。二〇〇二年度の統計によりますと、同姓同本でない子の縁組は一六八件に過ぎない(二〇〇三年度司法年鑑八九〇頁)ということ、このことを間接的に物語っているものと思われます。

吉田 こうした場合に無効行為の転換を認めるところは、日本より柔軟なわけですね。もともと、その前提として、同姓同本でない——欧米では通常の——養子縁組が少ないことはよくわかりました。

高 韓国の場合は、非常に養子縁組は厳しいです。

吉田 「^わ薬の上からの養子」の養子縁組への転換の例は多いのでしょうか。

高 どのくらいかは分かりません。先の判決は無効の転換の典型的な例です。しかし、その実態は把握することが非常に難しい。と申しますのは、出生届をした後に引越してしまうからです。引越して、自分の子どもだということを外部に示したいということでしょう。今でも、そういう思想（意識）が根強いので、やっぱり、養子縁組は非常に厳しいです。

吉田 里親というのはないのですか？

高 それがですね。一〇年前のことですけれども、米倉先生の養子制度研究会がありまして、それで参加し発表したことがあります。その時、日本の場合は、養子縁組よりも里親の場合が圧倒的に多かったという記憶がありますが、韓国の里親例は、余りないです。自分の血統でないという排他的意識です。

ペットの犬は好きで大切に育てますが、他人の子供は

育てません。韓国の血統重視の意識です。

吉田 日本で今、『春のワルツ』というドラマをやっているのですが、それで、孤児になった子どもを親同様に育てるというのは、今の先生のお話だと例外的なのでしょうか。

高 例外的な事例だと思います。アメリカ人は障害者を養子縁組にするので、感心します。偉いと思います。韓国人にとつては、自分の子ども以外を養子縁組して家族として世話をすることは難しいです。

吉田 虐待児童はどこにいくのですか？

高 児童相談所です。

吉田 児童相談所ではあふれかえっているのでしょうか（わが国では、児童養護施設の「子どもの居住福祉の充実」という捉え方は、まだまだ弱くて状況も悪く「先日、ゼミ生とともに、札幌の南藻園という施設を見学してきて、その点を痛感しました」、そのしわ寄せとして児童相談所に多くの児童が収容されているという事態になっていますが…）。

高 韓国での虐待児童は、多く施設で生活しています。

吉田 第三番目（上記③）の本質主義についてお願いします。

高 名分の問題ですか？これは儒教思想から来たものだと思います。儒教は両班の階級のもので、名分（筋）を命と同じ

ものと考えます。名分が無ければ絶対に受け入れられません。慰謝料なども個人的になら名分がないということになります。堂々と、日本の政府がやるのであれば受け取るかもしれません。

吉田 アジア女性基金の大沼先生も、そのあたりをいろいろ説明されておりますが、見誤られた感じがしますよね。

高 大沼先生のお気持ちはわかります。本当にその気持ちがわかっても、名分がないということです。これが儒教思想なんです。

吉田 ありがとうございます。司会者自らがいろいろ聞いてしまいました。どうぞ若い人、何かありませんでしょうか。自己紹介を兼ねて順番にどうぞ。

(八) 戸籍と男女不平等論

和田 美江 いろいろ興味深いお話をありがとうございます。特に、家族法に興味がありました。先ほどの鈴木先生のご質問に関連してお伺いしたいと思います。戸籍をなくしたのは、男女不平等だということでした。鈴木先生は、戸籍が無くて個人番号があるということが理由となっているかもしれないとおっしゃっていましたが、私は、戸籍が男女不平等だといわれ

るには、戸籍を使うことによって現実に女性が不利益を蒙っている具体的な例がいろいろあるように思います。その具体例を教えてくださいたいと思います。

高 それがありません。こういう筋です。不利ということは、戸主といういわゆる長男家の家父長思想に関するのです。戸主相続制ということになりますと、長男が戸主を相続します。そこで娘だけですと、本能的に男を産もうとするので、多産の傾向になる。従って、人口が増えすぎました。そういうことで、三人以上生まないようにと現実的に住宅政策、保険や税金などで現実的な人口抑制政策がとられることになりました。

(この問題を抜本的に解決しようと) 女性団体は男を産むためにこのように人口が増えたと主張された。そして女性団体の反対により、一九九〇年度改正によって、戸主相続制度から戸主承継制度になりました。これによって、必ず、長男が相続をするということはなくなったわけです。

従いまして、長男は戸主相続権を放棄できない戸主相続制度が改正され、任意の承継制度になって、長男は戸主相続から解放され、家の相続を長男が放棄できるようになりました。男子がいらない場合には女性が戸主になれます。しかし、優先的に男

子から承継する順番になっていたもので、どうして、男が優先的に承継するのかというのが、女性団体らの反発もあって問題になり、現在は「戸主制度」自体を完全に廃止することになります。

何が不利になるかというと、戸主になれば、居住指定権、後見人になる権利などがありますが、家族に対する扶養などの義務だけが残ったわけです。従来の長男の相続は十二分の一でした（五〇％加算）。なぜ長男に五〇％加算されるかというと、長男の責任が重く、親がなくなった場合、親代わりになって自分の大学をあきらめても、兄弟姉妹を大学まで行かせ結婚させる助けをし、自分の役を終わらせる。祭祀の継承もあった。そうすると、祭祀を共同にしようとしても、他の兄弟は共同に協力しない。現実には長男に義務のすべてが残っていて気の毒である。長男が祭祀の奉仕も全部行うことになっている。これらの行事を行うのは長男の責任です。法律の上で解放されても事實は従来どおり拘束されています。

吉田 山畠先生なにかコメントありませんか。

（九）婚姻の無方式の再考の余地？——離婚の場合の日韓の相違

山畠 正男 条文を今見ましたら、八一二条の婚姻の成立方式が従前と変わっていないようです。私の記憶では、養子を除いて、離婚も離縁も同じ成立方式だったように思います。日本民法は、特別養子と未成年養子を除いて、婚姻、縁組、離婚、離縁を全く共通に扱い、共通の成立方式にしている珍しい立法例です。どこが珍しいかと言うと、とくに婚姻の場合、成立方式に公的関与（挙式）を伴わないということが珍しわけです。韓国も同じなのですが、書面での届出となっています。中国はそうではありませんし、台湾も変わったように聞いていますから、韓国と日本ぐらいにしかない非常に珍しい立法例ということになります。

一二〇年前の日本民法ですから、当時は、役所に出向くのは恥ずかしい人もいる、とくに妙齢の婦人は行かないものだということで、郵送を含む書面届出したのですが、一二〇年後の今日そんなことは通用しないわけで、現在、もし改正するとすれば、日本民法でも、ここは当然変わるはずです。

韓国は、せっかくの二〇〇五年の家族法改正に際して、なぜ、

世界にもまれな婚姻の成立方式を変えなかったのか。中国は三億人の人口でも、出頭登記主義を取っているわけです。書面届出による成立方式によると、他の立法例においては考えられない婚姻や縁組が成立することになります。たとえば、出頭主義であれば不可能な死刑囚との婚姻とか養子縁組とかが日本では行われています。今の場合、成立はするが効力はどうなるかという問題も起こってくるようになります。

世にも珍しい制度を維持されたのは何故か。韓国が変えてくれれば、日本民法の改正の契機にもなると思ったのに、なぜ怪しむことなく書面届出を維持されたのかということをお聞きしたいのです。

高 これについて、特に、疑問に思わなかったわけです。

山島 どういう形で、書面届出をするのでしょうか。

高 書面というものは要式主義でして、区役所に行ったら様式があるので、それに書いて出せば本人でなくてもいけるわけです。婚姻届の場合は、効力は、それを受理した時から発生することになります。

ただ、離婚の場合は違うことになります。離婚の場合は、裁判離婚は日本と大体同じですが、協議離婚の場合は、離婚の意思確認制度があります。裁判離婚の場合は調停を通しますが、

協議離婚の場合は、裁判官の前で意思を確認しなければなりません。その趣旨は冷静に考え直せということです（うまくはいきませんが）。裁判官の前で意思確認をしてそして、意思確認証書（有効期間三ヶ月）をもって区役所にいかなければなりません。

私は、それは意味が無いのじゃないかと思いますが、ただ、女性の団体のほうは、その期間をもう少し伸ばせという主張があります。女性を批判するわけではありませんが、実際はあまり考えていない主張があるのではないかという気がします。

吉田 確認ですが、今の離婚における裁判所による意思確認十届出ということですが、一九六〇年の当初の家族法では、日本と同じ立場だったのですか？

高 そうですね。これが、一九七七年の民法改正によって採用された制度です。ただ、出頭しろとあまりうまくいかないと思います。

山島 ただ、日本も韓国も同じだと思いますけれども、本人の知らぬ間に他人が届出るといふ婚姻も起こりうるということですね。

高 そうですね。これは、絶対無効です。

山島 裁判で無効手続をわざわざとらなきゃいけない。他人

が勝手にやったことなのに。そういうことは、出頭主義では起らないのでは？

高 でも、それは非常にまれなことであるとは思っていますね。そのために、出頭主義をとるのでしたら…それは大変です。

山畠 でも、その届出主義自体は異例ですよ。日本と韓国と台湾（そうであるとかわからない）くらいのもんです。一三億人の人口の中国でも役所に出頭しているのです。

高 ああ。そうですか。日本も、韓国も、ずっと便利ではないですか（笑）。

山畠 便利というよりも、婚姻には公的セレモニーを必要とするという考え方からすると、どこにもそれが無いわけです。中国でも、欧米の挙式に比べると、簡単な登記をするだけですが、結婚式や結婚パーティの時に、登記証を掲げて参会者にみせたりしています。公的なセレモニーは結婚自体のもっている成立要素の重要なものだと思うのです。それが、書面の届出だけでよいというのでは、出生や死亡の届出と同じでないですか。それは違うというので、報告的届出と創設的届出に学者は区別するわけですけれども…。しかし、形式そのものは全く共通です。

高 ああ。そうですね。

吉田 今、セレモニーの話ができましたので、——先ほどから、問題となっている法的なセレモニーの枠にとられずに——伺いますが、韓国では、約婚式（ヤブコシキ婚約式）という伝統があることで、日本よりも立派にやるのでしょうか。また、結婚式（ケツコンシキ）はもっと盛大にやるのですか？

高 最近、判例にも婚約して履行しなかった場合に、損害賠償を認めたものがでております。私は、結婚するときは婚約式を盛大にやったのですが、今は、やっているところは、ほとんどありません。私の長女もやっておりません。

これは強制ではありません。婚約というものは要式主義ではありませんから。それに大変な行事です。ですから、ほとんどしません。

吉田 私自身は、お聞きしたいことが山ほどありますけれども。順番にどうですか。高さんどうですか。

（二〇）相続分の定め方について

高 **影娥** 大変勉強になりました。家族法のところで先生のコメントをお聞きしたいと思います。昔は、韓国特有のところがあつたと思いますが、今は、改正を重ね、西欧に近いもの

になっていると思います。最近、法定相続分のところで、日本のように配偶者には二分の一で、残りを子ども達で均等に分けるというような改正案が出されたのを見たのですけれども。それについて如何思われますか。今は、法定相続分について、配偶者は一・五で他は一です。それを日本みたいに配偶者が二分の一で他は、残りを分けるという案をみたのですけれども……。私には、その改正案の趣旨がいま一つ理解できないのですが。

高 なるほど。配偶者（主婦）は、あまりに過酷な家事労働です。教育させる、家を守るは、ほとんど主婦がやっています。それで、配偶者（夫）がなくなつた時に半分をあげるとするのは賛成です。現在配偶者は子どもの一・五倍ですが、どうして、韓国の女性団体は二分の一を要求しないのかと思つていました。それが法律案として出てきたというのであれば、それは通るのではないでしょうか。今の勢いからすれば、意見としてでたのですか。法案としてでたのですか。

高（影娥） 確か、昨年二〇〇六年七月二日に民法改正案としてでたと、結構前の記事で読んだのですけど（追記…この改正案は二〇〇七年の部分改正においては反映されていない）。
高 その点はどうして主張しなかったのかなと思つていました。しかし、韓国の場合の問題は、日本も同じだと思ひますが、

生存配偶者と子どもとの関係が複雑になる場合があります。母親が亡くなつてしまつて、年をとつた父親が、財産目当ての若い女性と結婚すると、父親が先に亡くなれば、その配偶者が財産の半分を持つていってしまうということを考えなければなりません。但しこれは例外ですので、例外のために、改正がされないということはないと思います。私は、基本的に反対しません。

（二一）離婚後の子どもの監護

吉田 離婚の場合の子どもの監護の話ですが、昔は、男親が引き取るという法律もありましたよね。それが今は変わり、先生も先ほど七八一条との議論との関係で、母親が引き取つて……という話をされましたが、実態として、そのような例が多いのですか？日本ですと母親が引き取る例が圧倒的に多いのですか。

高 それが、今までは、父親に力が無くても、父の血統主義を重んじるということで、父親側の対外的な監護権が裁判で認められていました。しかし、最近はそのではありません。誰が子どもの世話をするのかお互いに協議し、協議できない場合は

裁判所に要求しますが、最近は子どもの時は、やはり子の福利のためにということ、母のほうに養ってもらおうということが多いです。

吉田 実数としても、母親が監護する場合は、多いのでしょうか？

高 まだ統計は出ていないと思います。

(一一) 韓国の離婚の多さの背景

吉田 韓国の離婚率が高いということでしたが、確かに日本以上ですね。どうしてでしょうか。

高 それは、最初一九九〇年の民法改正で、離婚の際に、日本と同様な財産分割請求権を認めたわけです。それは慰謝料と違うわけなんですよね。家事労働の場合は、財産分割は五〇%には及ばないが、最低三〇―四〇%の間で認めたわけです。それで急にこの時期に離婚率は高くなったという理由があります。日本でも年金関係で、今年から非常に離婚が増えるという見通しがあるようなんですけれどもどうなるでしょうね。そういう事情でしたが、その後また変わりました、今は当事者本人らは、結婚自体を再検討しているようなんですよね。結婚に拘

束されたくないという意識が変わっているようです。なぜ、独身者が結婚しないかということです。結婚の必要性の有無を考えているということです。だんだん結婚というものが必要でなくなっているということです。女性は社会進出しているので、働いて生活することができるよう。どうして夫の面倒を見なければならぬのか、子どものために自分を犠牲にしなければならぬのかということ、結婚自体に疑問を持っているということが、若い人たちの意識です。むしろ最近、それが非常に強く働いていると思います。

吉田 離婚に対するステイグマというか、マイナスのイメージは変わっているのでしょうか。

高 離婚の専門ではありませんから、良くは分かりませんが(笑)。マイナス面も、子どもがいれば、子どもがかわいそうですけれども、嫌だったら離婚してもいいのではないのでしょうか。結婚と言うものは、男性にとっては便利ですけれども、女性にとっては便利ではないわけです。如何にして男から解放させるかという意識が非常に強いです。

最近、結婚する人はかわいそうだなと思います。状況が変わってきていますよ。吉田さんの適齢期の頃は、結婚するのがいい時期だったと思います。

吉田 以前に米倉先生が、アメリカにおける離婚思想として愛情至上主義をクローズアップされたことがあります（「アメリカの離婚」比較法研究四七号（一九八五）、高先生のお答えを聞いていると、女性の主体性・自立性ないし愛情本位に考えるという韓国での原理志向のようなものを感じますね。

（二三）韓国における血縁主義の強さと代理母、人工生殖、嫡出否認訴訟

水野 吉章 博士課程の水野です。先ほど吉田先生からも、血縁主義が強いということについて確認があったと思うのですが、けれども、それとの関係で、質問させていただきます。血縁主義が強いということになると、自分のDNAを持った子どもが欲しいというような考えが強いような気がいたします。

高 その通りです。
水野 そうなると、代理母を使っても子どもを作りたいというニーズも出てくると思います。それと、更に、先ほど、話があったのですが、血縁集団というものが結構な力を持っているようなイメージを受けました。そうなると、身内の女性に産ませようということを考えたりするような方向に行ってしまう

ような気がいたしますがそのところはどうかと思いました。他方で、お話によれば、個人主義的な男女平等の意識も強いというイメージを受けました。

要するに、血縁主義と、個人主義の緊張の中で、代理母の問題はどのように議論されているのかということをお伺いしたいと思いました。よろしくお願いいたします。

高 代理母関係は詳しくは知りませんが、まず、自分の子どもを持つためには、不妊治療（体外受精）を盛んに今やっているようです。非常に苦勞して生む場合がかなりあります。養子縁組すれば良いですが、しかし、それはしないということなんです。子どもができない場合の代理母ということになりますが、今のところそれはあまり聞いたことはありません。

歴史的には、両班の間で似たようなことは行われていました。両班の家で、子どもが居ないということになると、妾をとるわけにはいけません。そうすると、本妻、或いは、夫の母が、子どもだけを生んでもらうために女性を連れてくるわけです。代理母ではなく妾です、妾に子どもを生ませ、その人に一生暮らせる畑などを与える、そして追い出していくような「チョップ（そばめ、妾）」が、かなり、行われていました。ドラマ化されて、ヨーロッパで大賞をとった映画もあります。代理母で

はなく夫が直接自分の子どもを生ませるものでした。

代理母は、医学が発達した段階のものです。今は日本のようには議論していませんが、これからはおそらくでてくる問題だと思います。

血縁主義は、嫡出子の嫡出否認の訴えに関する考え方にも現われています。子どもを出生した時から三ヶ月以内に否認の訴えをしなければならぬ（韓国民法八四七条）ということで、これは日韓同じです。日本の場合は、期間が問題にならないんですよ。日本では、後になって、自分のDNAを持つ子どもではないとわかれば、自分の子どもでなくても育てますよね。

韓国の場合は、韓国民法第八四七条が、憲法違反になっています。この規定が、父の基本権——自分の血統を持つ子供を育てる権利——を侵害する規定であるということになっているわけです。そういうことで、自分の子どもでないということを知った日から二年間は訴えができるという新しい条文を設けています。出生してから三ヶ月以内ということであれば、だいたい、自分の子どもだと思えますよね。それが、三年四年とたち、血液型が違ったり、大きくなると自分の子どもではないと分かった場合、訴える方法がないということで、この改正によって訴えることができるということになったわけです。非常に厳しい

です。如何に血統主義を重んじているかということをお話している例です。

（二四）個人主義と血縁主義とのディレンマ

高 これは個人主義との関係ですけれども、そういう風にながらも男女平等ということを重ねていくわけです。来年から施行される戸籍謄本をなくす類のものは、個人主義に向かった段階に入っただけですが、しかし、個人主義といっても、血縁関係は今でもあらゆる面で一番強いんです。例えば、就職の場合も、国会議員になる場合にも、最初は血縁です。その次は、地縁（地域）、そして、学縁です。この三つの基礎がなければ、法律的な意味ではありませんが、非常に不利だということがあります。

これは非常に悪い影響なのです。結局、個人主義に行けばよいのです。口では個人主義、平等と言いますが、実際はそうではないという矛盾があります。例えば、「高」という氏名のある人に会ったら、親族のように親しみを感じて他人とは思わないということです。高さんに聞いてみましょうか。私をどう思いますか。親戚みたいでしょ。それとも他人ですか？

高(影娥) いえ(笑)

高 韓国で血縁関係といえ、祖先が同じであるという意味ですぐ信頼して、親しくなる。血縁の間では信頼が裏切られることは案外無い。ここは非常に矛盾したところですね。一方で個人主義・平等といいながら、他方で、血縁を非常に重んじています。血縁は否定できません。これは六〇〇年以上続いていますから、これから変わろうとしたら相当な時間が流れなければならぬと思いますね。

(一五) 宗中について

池田 雄二 修士二年の池田と申します。時間が押し迫つてので、一点に絞ります。宗中という血縁団体に関して、資料の中に「宗中という血縁団体が初めて法律上登場したのは、日本植民地時代が始まって(一九一〇年)間もない一九一二年(大正元年)の土地調査令(制令二号)による」とあります。宗中は韓国にもとあった慣習なのでしょうか。

高 それは韓国に伝統的な血縁団体です。家族法というのはすべて慣習法ですから、法律に宗中が登場する以前については、如何にして調べるかということですが、「宗中、門中」を書いた、

「族譜」という名簿を調べることになります。これが何冊もありまして全部書いてあります。僕の祖先を調べようとするれば、ここに全部書いてあります。これが一つの大きな血縁団体(同姓の)です。これでは余りに広すぎるので、同姓と本貫というものに分けるわけです。同姓(苗字)というは、二〇〇〇年度現在、姓は二八六個ですが、本貫は、四一〇〇ほどあります。

吉田 台湾から来られている黄さん、自己紹介されますか。

黄 淨愉 修士一年の黄です。今は家族法の扶養の問題(特にその相続との関係)について勉強しています。先生のお話で、韓国では、戸主相続制が承継制へ、さらにはその廃止へという変遷があったのですが、それに伴って扶養に関する法律制度の変化があったのかどうか、もしこのあたりで注目すべき動きがありましたら、教えていただきたいのですが。宜しくお願いいたします。

高 先ほど申しましたように、二〇〇五年の民法改正前には、戸主は家族に対する扶養義務があったのですが、戸主制度の廃止とともにその義務はなくなりました。しかし、長男(戸主)の法律上の扶養義務がないといっても、實際上家族を扶養する義務があり、その義務を果していることには変わりがないのです。

吉田 さて、高先生とは今日の研究会は、五時までというお約束だったのですが、もう一時間近くも超過してしまっていて、四時間以上話し続けて下さっています。どうもありがとうございます。非常に内容も盛りだくさんで、もうこれは夜までいくらでも議論できそうです。

高 いえ。八時の飛行機ですから（笑）。山畠先生、最後までどうもありがとうございました。

* * *

（付記）本シンポジウムは、二〇〇七年七月二六日に、北大法学会及び北大民法理論研究会の共催で行われた。討論の活字化に当たっては、水野吉章氏、和田美江氏（ともに北大大学院法学研究科博士課程）の尽力によるところが、大きかった。記してお礼申し上げる（吉田邦彦）。